



令和4年度  
各務原市家庭的保育事業等指導監査  
実施結果報告書

各務原市 健康福祉部 子育て応援課

## 1 家庭的保育事業等指導監査の概要

### (1) 基本方針

家庭的保育事業等を利用する児童及び保護者の安心・安全と事業の適切かつ継続的な運営を担保するため、児童福祉法、各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）等の関係法令、通知及び各務原市家庭的保育事業等指導監査実施要綱（以下「実施要綱」という。）等に基づき、本計画で定める重点項目を中心に、施設の安全・衛生管理、保育の計画及び職員の適正配置等の検査を実施し、改善を要する項目について指摘や助言等の指導を行いました。

### (2) 重点項目

次に掲げる重点項目については、実施計画の一部として事業者には周知を行い、指導監査において、法令等に明確に実施義務を示す規定がなくても、実施することが望ましいと判断した場合には「助言」として指導を行い、保育の質の向上を図りました。

#### ア 職員の適正配置

職員の配置（勤務）基準を事業者が理解し、基準を満たした勤務体制を保持しているか。

#### イ 施設の安全・衛生管理

日常的に安全点検を実施しており、保育室や屋外遊技場等に危険な箇所がないか。また、日常的に衛生点検を実施しており、適切な方法で保育室等の衛生管理を行っているか。

#### ウ 保育の計画及び自己評価

指導計画について、全体的な計画に基づき、子どもの発達過程や日々の生活等に応じた長期的（年、期又は月）及び短期的（週又は日）な指導計画を作成し、その経過や結果について振り返りを行い、課題を明確にして、次の作成に活かしているか。

#### エ 保育の状況・児童の安全

- (ア) 不適切な保育の未然防止、及び発生時の対応について整理しているか。
- (イ) 園外活動等における園児の見落とし等の発生防止策を講じているか。

### (3) 実施状況

児童福祉法及び基準条例に基づく令和4年度家庭的保育事業等指導監査の実施状況は表1のとおりです。市が認可した全ての小規模保育事業（5事業所）及び事業所内保育事業（1事業所）において、法令等に基づく保育及び事業運

営状況について、実地にて一般指導監査を実施しました。

**表 1 令和 4 年度家庭的保育事業等指導監査の実施状況**

実施日	施設名称	事業区分	事業者
10 月 6 日	やはた保育園	事業所内	(株)八幡ねじ
10 月 14 日	はな保育室うぬま駅前	小規模	(株)はな保育
10 月 26 日	ポプラうぬま保育園	小規模	(株)伸光
11 月 2 日	みらいあおぞら保育園	小規模	(一社) 未来会
11 月 9 日	PEACE 各務原保育園	小規模	(株) N' z Japan
11 月 16 日	小規模保育園テテット	小規模	(福)フェニックス

## 2 指導監査の結果

### (1) 指摘事項等について

令和 4 年度の指導監査において、「各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定する基準（以下「最低基準」という。）に対する違反があり、文書指摘を行った項目、最低基準に対する軽微な違反があり口頭指摘を行った項目、及びそれぞれの指摘件数は表 2 のとおりです。

文書指摘事項については、事業者からの改善状況の報告を求めており、全ての指摘について一定の改善や改善に向けた取組を確認しています。また、口頭指摘事項については、速やかな改善を求めるとともに、市子育て応援課指導監査担当により改善に向けた継続的な指導・支援を行っています。

**表 2 指摘事項と指摘件数**

項 目		文書指摘	口頭指摘
施設の安全・衛生管理	認可変更	0 件	1 件
職員の適正配置	職員配置（勤務）	2 件	0 件
職員処遇	衛生推進員	0 件	3 件
苦情解決体制	苦情解決体制	1 件	0 件
保育の計画及び自己評価	保育士等の自己評価	1 件	0 件
	事業所の自己評価	2 件	1 件
保育の状況（不適切な関わりの防止）	所管部署への迅速な報告及び再発防止策の策定	0 件	1 件
合 計		6 件	6 件

(2) 指摘事項等の詳細と指導内容について

令和4年度の指導監査における指摘事項等の詳細と該当事業者への指導内容については、次のとおりです。

ア 認可変更

認可内容と、現在の施設の使用状況に差異が認められた事業所がありました。

施設の使用について再度確認するとともに、変更する場合には、児童福祉法施行規則第36条の36第3項の規定に基づき、必要な手続きを踏むように指導しました。

イ 職員配置（勤務）

基準条例第29条第2項に定める職員配置の基準について、無作為に抽出した日の一定の時間に勤務する保育士等の数が、利用乳幼児の数に応じた必要数を満たしていない事業所がありました。施設長が保育委の配置職員に含められていたことが原因です。

施設長は、「常時実際にその事業所の運営管理に専従」する者であるため、保育の配置職員には含めることができない」ことへの認識を保持するとともに、保育時間中は、保育士の休憩時間を適切に確保した上で、全ての時間帯で配置基準を満たすよう指導しました。

ウ 衛生推進員

衛生推進者を選任していなかった事業所がありました。

衛生推進者は、職場の従業員が健康に働けるよう、衛生のための教育や健康診断の実施その他の健康の保持増進のためのさまざまな職務を担当します。労働安全衛生法第12条の2の規定に基づき、衛生推進者を選任し、事業所内の見やすい箇所に掲示するなど職員に周知するように指導しました。

エ 苦情解決体制

基準条例第21条第1項、及び保育所保育指針第1章1（5）に定める第三者委員を選任していない事業所がありました。

第三者委員を選任し、保護者に通知するように指導しました。

オ 保育士等の自己評価

基準条例第5条第3項、及び保育所保育指針第1章3（4）に定める保育士等の自己評価を実施していない事業所がありました。

いずれの事業所も今年度実施予定との回答があったため、保育士自己評価項目（案）又は実施結果を提出するように指導しました。

#### カ 事業所の自己評価

基準条例第5条第3項、及び保育所保育指針第1章3(4)に定める事業所の自己評価を実施していない事業所がありました。

いずれの事業所も今年度実施予定との回答があったため、保育所評価項目(案)又は実施結果を提出するように指導しました。

#### キ 所管部署への迅速な報告及び再発防止策の策定

保育所保育指針第3章1(1)に定める、不適切な保育が関わり事案が発生した場合の報告手順のマニュアルを作成していない事業所がありました。

報告手順は確立されていたため、どの職員もいつでも共有できるようマニュアル化を進めるように指導しました。

### (3) 全体の評価と課題

令和4年度の指導監査は初めて実施するものであり、全ての家庭的保育事業等を対象に、指導監査業務に携わる保育士を含む市職員が実際に事業所を訪問し、1事業所につき2～3時間程度、施設設備や書類の点検、及び事業者からの聴き取り等を行い、日々の保育や事業運営の状況把握及び要改善事項に対する指導を行いました。

指導監査の実施に当たっては、「各務原市家庭的保育事業等指導監査結果等の公表に係る実施要領」を制定し、本報告書に事業所別の文書指摘事項の有無と、文書指摘事項がある場合にはその内容を掲載し、公表します。

これにより、家庭的保育事業等の利用者の選択に資するとともに、事業者による積極的な保育の質の維持及び向上を促進しています。

令和4年度の指導監査における指摘件数については、文書指摘が6件、口頭指摘が6件あり、合計12件です。

6事業所の内、保育士の配置基準に関する指摘が2件(2施設)ありましたが、施設長が保育委の配置職員に含められていたことが原因でした。いずれの施設も、新たに保育士を雇用し対応済みです。

また、保育所評価に対する指摘が3件(3施設)ありました。いずれの施設も保育所評価についての認識が十分ではなく、保育所評価の意義やその重要性、活用について、指導・支援していく必要性を感じました。

以上のように、課題が明らかとなった項目もあることから、指摘のあった項目を中心に、施設指導に携わる職員が指導・支援を徹底することで、利用する児童及び保護者の安心、安全と事業の適切かつ継続的な運営を担保していきます。

### 3 事業所別指導監査結果（実施日順）

※施設の代表者及び管理者は指導監査実施時点

#### やはた保育園

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	事業所内保育事業	
施設名称	やはた保育園	
所在地	各務原市鵜沼朝日町4丁目250-1	
管理者	宇佐美 道代	
事業者	株式会社八幡ねじ	
代表者	代表取締役 鈴木則之	
事業開始日	2021年（令和3）年1月1日	
	文書指摘事項の内容	根拠規定
	保育所評価が実施されていませんでした。今年度実施予定であるため、保育所評価項目（案）又は実施結果を提出するよう指導しました。	基準条例第5条、 保育所保育指針第1章3（4）
		改善状況 改善確認 済み

#### はな保育室うぬま駅前

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	小規模保育事業A型	
施設名称	はな保育室うぬま駅前	
所在地	各務原市鵜沼東町6丁目87-3	
管理者	前堂 未沙樹	
事業者	株式会社はな保育	
代表者	代表取締役 加藤義人	
事業開始日	2021年（令和3年）年6月1日	
	文書指摘事項の内容	根拠規定
	職員配置（勤務）の状況が基準を満たしていませんでした。保育時間中は、すべての時間帯で配置基準を満たすように指導しました。	基準条例第29条 第2項
	第三者委員が選任されていませんでした。第三者委員を選任し、保護者に通知するように指導しました。	基準条例第21条 第1項、 保育所保育指針第1章1（5）
		改善状況 改善確認 済み

（根拠規定略称）

「各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」…「基準条例」

### ポプラうぬま保育園

指導監査種別	一般指導監査		
事業所区分	小規模保育事業A型		
施設名称	ポプラうぬま保育園		
所在地	各務原市鵜沼西町3丁目102-1		
管理者	中西 千恵美		
事業者	株式会社伸光		
代表者	代表取締役 星山泰伸		
事業開始日	2021年(令和3年)7月1日		
	文書指摘事項の内容	根拠規定	改善状況
	保育士の自己評価が実施されていませんでした。今年度実施予定であるため、保育士自己評価項目(案)又は実施結果を提出するように指導しました。	基準条例第5条第3項、 保育所保育指針第1章3(4)	改善確認 済み
	保育所評価が実施されていませんでした。今年度実施予定と伺っているため、保育所評価項目(案)又は実施結果を提出するように指導しました。	基準条例第5条第3項 保育所保育指針第1章3(4)	改善確認 済み

### みらいあおぞら保育園

指導監査種別	一般指導監査		
事業所区分	小規模保育事業A型		
施設名称	みらいあおぞら保育園		
所在地	各務原市鵜沼三ツ池町5丁目269-1		
管理者	横関 茂美		
事業者	一般社団法人未来会		
代表者	代表理事 廣尾 郷史		
事業開始日	2021年(令和3年)9月1日		
	文書指摘事項の内容	根拠規定	改善状況
	文書指摘なし		

(根拠規定略称)

「各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」…「基準条例」

### PEACE各務原保育園

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	小規模保育事業A型	
施設名称	PEACE各務原保育園	
所在地	各務原市各務おがせ町9丁目280-3	
管理者	井田 敦	
事業者	株式会社N'z Japan	
代表者	代表取締役 野崎俊輔	
事業開始日	2022年(令和4年)3月1日	
	文書指摘事項の内容	根拠規定
	職員配置(勤務)の状況が基準を満たしていませんでした。保育時間中は、すべての時間帯で配置基準を満たすように指導しました。	基準条例第29条 第2
		改善状況 改善確認 済み

### 小規模保育園テテット

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	小規模保育事業A型	
施設名称	小規模保育園テテット	
所在地	各務原市鵜沼各務原町6丁目64-1	
管理者	酒井 智美	
事業者	社会福祉法人フェニックス	
代表者	理事長 長縄敏毅	
事業開始日	2022年(令和4年)4月1日	
	文書指摘事項の内容	根拠規定
	文書指摘なし	

(根拠規定略称)

「各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」…「基準条例」